

(平成20年度実施分)

追評価実施要項 (案)

(短期大学機関別認証評価)

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

目 次

追評価実施要項について	1
第1章 追評価の内容等	1
I 追評価の対象等	1
II 追評価の実施体制	1
III 追評価の評価基準	1
IV 追評価の実施方法	2
V 追評価のスケジュール	2
VI 追評価結果の公表	3
VII 追評価に係る手数料	3
VIII その他	3
第2章 自己評価書（追評価）の作成及び提出方法	4
I 自己評価書（追評価）の構成及び様式	4
1 自己評価書（追評価）の構成	4
2 自己評価書（追評価）の様式	4
II 自己評価結果等の記述要領	4
1 短期大学の現況及び特徴	4
2 目的	6
3 基準ごとの自己評価	6
4 根拠となる資料・データ等の示し方	8
5 前評価時からの記載内容の主な変更の概要及び新旧対照	9
III 自己評価書（追評価）イメージ	10
IV 自己評価書（追評価）の提出方法	11
1 提出方法	11
2 提出締切及び提出先	11
3 その他	11
参 考 資 料 追評価報告書イメージ	12

追評価実施要項について

この実施要項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する追評価の手続き等について、「短期大学機関別認証評価実施大綱 XI 追評価」において、「短期大学評価基準を満たしていないと判断された短期大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続に従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。」としていることに基づき、定めたものです。

第1章 追評価の内容等

I 追評価の対象等

- (1) 追評価は、機構の短期大学機関別認証評価を受け、短期大学評価基準を満たしていないと判断された短期大学のうち、追評価を希望する短期大学（以下「追評価対象短期大学」という。）を対象とします。
- (2) 追評価は、満たしていないと判断された「基準」に限定して実施します。
- (3) 追評価は、短期大学機関別認証評価実施年度の翌々年度までに申請があった場合に、申請のあった年度において実施します。
ただし、複数の基準を満たしていないと判断された場合に、短期大学機関別認証評価実施年度の翌年度、翌々年度の2ヵ年度に分けて申請をすることはできません。
- (4) 追評価対象短期大学は、追評価の実施を希望する年度の4月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請する必要があります。

II 追評価の実施体制

機構は、追評価を実施するに当たって、原則として、短期大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、具体的な追評価を実施するための追評価専門部会を設置し、短期大学機関別認証評価と同様の評価プロセスにより実施します。（ただし、追評価の内容によっては、評価プロセスの一部を省略することもあります。）

III 追評価の評価基準

追評価は、原則として、先の短期大学機関別認証評価（以下「前評価」という。）を実施した年度の短期大学評価基準により実施します。

ただし、短期大学設置基準やその他の法令の改正など特段の事由がある場合には、追評価を実施する年度の短期大学評価基準により実施します。

IV 追評価の実施方法

(1) 短期大学における自己評価

追評価対象短期大学は、満たしていないと判断された基準に限定して自己評価を実施し、「自己評価書（追評価）」を作成します。自己評価書（追評価）の作成等については、原則、短期大学機関別認証評価における自己評価書と同様の要領で作成及び提出してください。

なお、自己評価は、満たしていないと判断された基準のすべての基本的な観点について改めて分析し、実施してください。

その際、基本的な観点について、前評価時の自己評価書の記載内容と変更がない場合には、前評価時の自己評価書の記載内容をそのまま記述してください。

また、前評価時の自己評価書との記載内容の主な変更の概要及び新旧対照を記載した書類を作成してください。

(2) 追評価の方法

追評価は、原則として、追評価専門部会が、書面調査及び必要に応じて訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める「評価実施手引書 短期大学機関別認証評価」に基づき、また、訪問調査は、別に定める「訪問調査実施要項 短期大学機関別認証評価」に基づきそれぞれ実施します。

これらの調査、分析を基に、原則として、追評価専門部会が追評価結果（原案）を作成します。追評価結果（原案）は、評価委員会において審議し、追評価結果（案）として取りまとめられます。

(3) 意見の申立てと追評価結果の確定

追評価結果を確定する前に、追評価結果（案）を追評価対象短期大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、評価委員会において再度審議を行い、追評価結果を確定します。

また、基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下におかれる意見申立審査会の議を踏まえ、評価委員会において再度審議を行い、追評価結果を確定します。

V 追評価のスケジュール

追評価は、その内容等に応じ、訪問調査を行う必要がない場合があり、追評価結果の確定時期が異なることがあります。遅くとも申請の翌年1月末には、追評価結果（案）を追評価対象短期大学に通知し、3月末には追評価結果を確定、公表します。

追評価結果の確定時期も含めたスケジュールの情報は、随時、機構よりお知らせします。

[訪問調査を行った場合の例]

4月末	追評価の申請受付
6月末	自己評価書（追評価）の提出締切
7～12月	書面調査及び訪問調査の実施
1月末	追評価結果（案）を追評価対象短期大学に通知
2月下旬	追評価対象短期大学からの意見の申立ての受付締切
3月下旬	追評価結果の確定、公表

VI 追評価結果の公表

- (1) 追評価において、前評価時に満たしてないと判断された基準について、当該基準を満たしているものと判断された場合には、前評価の結果と併せて、短期大学全体として短期大学評価基準を満たしているものと認め、その旨を公表します。
- (2) 追評価結果は、追評価対象短期大学及びその設置者に通知します。また、印刷物の刊行及び機構のウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) への掲載等により、広く社会に公表します。
- (3) 追評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、追評価対象短期大学から提出された自己評価書（追評価）（短期大学の自己評価における根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）を機構のウェブサイトに掲載します。

VII 追評価に係る手数料（P）

- (1) 追評価を実施するに当たって、以下の手数料を徴収します。
1 短期大学当たり 400,000円
- (2) 手数料の納付手続き、その他手数料に係る事項については、別に定めるところによります。

VIII その他

追評価結果により基準を満たしていないと判断された場合において、再度追評価は実施しません。

第2章 自己評価書（追評価）の作成及び提出方法

追評価に係る自己評価書の作成等は、以下のとおりとします。なお、特に定めのないものについては、「短期大学機関別認証評価 自己評価実施要項（平成19年度実施分）」（以下「実施要項」という。）に準じるものとします。

I 自己評価書（追評価）の構成及び様式

1 自己評価書（追評価）の構成

自己評価書（追評価）の構成については、「Ⅲ 自己評価書（追評価）イメージ」（10頁）を参照してください。

2 自己評価書（追評価）の様式

自己評価書（追評価）は、下記及び「Ⅱ 自己評価結果等の記述要領」に沿って、作成してください。自己評価書（追評価）様式ファイルは、機構のウェブサイト（<http://www.niad.ac.jp>）に、MS-Word版を用意していますので、ダウンロードしてください。

- (1) 自己評価書（追評価）は、A4縦長・横書きで作成してください。
- (2) 原則として、日本語は明朝体で全角、英字は明朝体で半角、一桁の数字は明朝体で全角、二桁以上の数字は明朝体で半角をそれぞれ使用してください。
- (3) 「短期大学の現況及び特徴」のページ以降、中央下に通し番号を付けてください。
- (4) 各ページの右上に短期大学名を記述してください。（表紙を除く。）
- (5) 「基準ごとの自己評価」のページには、各ページの右上に(4)の短期大学名に加え、基準の番号を記述してください。

Ⅱ 自己評価結果等の記述要領

1 短期大学の現況及び特徴

短期大学の現況及び特徴は、機構において追評価を実施する際の参考とするとともに、追評価報告書に原則として原文のまま掲載し、社会に分かりやすく紹介するためのものです。

この趣旨を踏まえ、以下の内容構成によって2,000字（横25字×縦40行×2段）以内で簡潔に記述してください。なお、フォントは明朝体9ポイントを使用してください。

前評価時の記載内容と変更がない場合には、前評価時の記載内容のまま記述して下さい。

（(1) 現況 ④ 学生数及び教員数 を除く）

2 目的

- (1) **実施要項 第2章の「I 目的の記載」**を踏まえ、短期大学の目的を4,000字（横50字×縦40行×2ページ）以内で記載し、フォントは明朝体9ポイントを使用してください。

前評価時の記載内容と変更がない場合には、前評価時の記載内容のまま記述して下さい。

- (2) 記載内容は、原則として原文のまま、追評価報告書に掲載し公表します。

○○短期大学	
II 目的	
1	【短期大学の目的】 短期大学の使命，教育研究活動等を実施する上での基本方針，達成しようとする基本的な成果等について記載してください。 適宜，項立てをしたり，箇条書きにするなど分かりやすく記載してください。
2	
3	
(短期大学士課程・専攻科課程等ごとの独自の目的)	
.	短期大学士課程・専攻科課程等ごとの独自の目的がある場合に記載してください。
.	
.	
- 2 -	

3 基準ごとの自己評価

- (1) **実施要項 第2章の「II 基準1～11の自己評価」**を踏まえ、満たしていないと判断された基準に限定して「観点ごとの分析」と「優れた点及び改善を要する点」を合わせて5,000字以内で記述し、フォントは明朝体10.5ポイントを使用してください。

「自己評価の概要」については、基準ごとに1,000字以内で記述してください。なお、根拠となる資料・データ等は、字数制限外とします。

- (2) なお、短期大学の規模によって上記(1)に示す字数制限を超えることも想定されますので、その場合には、別途機構にご相談ください。

- (3) 「自己評価の概要」の記載内容は、原則として原文のまま、追評価報告書に掲載し公表します。

(満たしていないと判断された基準が「基準3 教員及び教育支援者」である場合の例)

○○短期大学 基準3

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-①: 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

前評価から変更はありません

(観点に係る状況)

.

.

(分析結果とその根拠理由)

.

⋮

⋮

観点3-1-③: 各学科に必要な専任教員が確保されているか。

(観点に係る状況)

.

「データ名」

(出典)

(分析結果とその根拠理由)

.

⋮

⋮

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

(改善を要する点)

(3) 基準3の自己評価の概要

.

追評価報告書に転載します

.

-○-

自己評価書(追評価)様式ファイルに記載されていますので、該当する基準のみ作成してください。それ以外の基準については、削除してください。

(観点に係る状況)の記載が前評価から変更がない場合には、観点の下に「前評価から変更はありません」(ゴシック体・枠囲いで)と記載してください。

(観点に係る状況)(分析結果とその根拠理由)とも、前評価の自己評価書から原文のまま記載してください。

根拠となる資料・データ等は、状況説明等との関係が容易に確認できる位置に記載してください。(データ名、出典を必ず明記してください)

分析結果を分かりやすく明確に記述するとともに、それを導いた理由を記述してください。

以下、同様に、当該基準に係る観点について分析してください。

基準ごとに観点の分析の中から、目的を踏まえて特に重要と思われる点を抽出して記述してください。抽出する点がない場合は「該当なし」と記述してください。

原則として原文のまま、追評価報告書に転載しますので、そのことに留意の上、観点の分析を踏まえ、当該基準全体に係る自己評価の概要を記述してください。

4 根拠となる資料・データ等の示し方

- (1) 資料・データ等は、原則として、「観点に係る状況」の本文中に記述した状況説明等との関係が容易に確認できる位置に記載してください。(コピーの貼り付けや差込でも構いません。) その際、資料・データ等を記載することにより本文が読みにくくなることがないように、本文中に記載する資料・データ等は必要最小限としてください。また、本文中に記載することで読みにくくなる場合、又は、不開示情報等公表に相応しくない場合には、別添として記載してください。なお、この場合においても、自己評価書(追評価)に記載している内容を確認するのに必要な箇所のコピー等とするなど、必要最小限にしてください。
- (2) 本文中又は別添の資料・データ等には、その名称や出典(該当ページ番号を含めて)を必ず記載してください。また、ウェブサイトのURLを引用する場合には、該当箇所に直接アクセスできるURLを明記してください。
- (3) 資料・データ等の記載に際し、縮小して貼付する場合等には、内容が明確に判別できるようにしてください。判別の困難な資料・データ等については、再提出していただく場合もありますので、注意してください。
- (4) 資料・データ等には、追評価対象短期大学で作成した自己点検・評価報告書や外部検証(評価)報告書の該当部分等も活用できます。
- (5) 機構の追評価に当たり、資料・データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。
- (6) 資料・データ等を、本文中や別添として記載できない場合は、別途機構にご相談ください。
- (7) 根拠となる資料・データ等については、**実施要項 別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」**の例示を適宜参考にしてください。

IV 自己評価書（追評価）の提出方法

1 提出方法

(1) 自己評価書（追評価）について

紙媒体を20部，電子媒体を1部提出してください。紙媒体の自己評価書（追評価）については，両面印刷とし，表紙の裏面は白紙にしてください。

(2) 自己評価の根拠となる資料・データ等について

根拠となる資料・データ等を別添とする場合には，当該別添資料を20部提出してください。

注) 自己評価書（追評価）の電子媒体の作成方法について

- ① 電子データを保存したMO，CD-R，DVD-Rのいずれかを提出してください。なお，短期大学名を記入の上，「短期大学機関別認証評価（追評価）」と記入したラベルを貼付してください。
- ② 電子媒体を提出する際には，次の点に注意してください。
 - ・外字は使用しないでください。
 - ・漢字コードは，原則としてJIS第1，第2水準の範囲で使用してください。また，機種に依存する文字は，できる限り使用しないでください。
(例) 単位記号，省略文字，囲み数字等
 - ・人名等でJIS第1，第2水準にない漢字は，代替文字もしくは，かな書きとしてください。なお，Unicodeが使用できるワードプロセッサソフトで作成される場合は，それに含まれる漢字を使用しても差し支えありません。

2 提出締切及び提出先

(1) 提出締切 平成20年6月30日（月）必着

(2) 提出先 〒187-8587 東京都小平市学園西町1-29-1
独立行政法人大学評価・学位授与機構
評価事業部 評価第1課

(3) 封筒の表面の左側部に「短期大学機関別認証評価自己評価書（追評価）在中」と朱書きで表示してください。

3 その他

(1) 提出された書類に記述等の不備がある場合には，再提出又は追加提出を求めることがあります。

(2) 追評価報告書に原則として原文のまま掲載される「短期大学の現況及び特徴」，「目的」，「自己評価の概要」について，指定した分量を超える場合には，再提出を求めることがあります。

